



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 三ツ村 正規
(コード番号 8933 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役財務部長 篠 田 智
(TEL 03-6811-6424)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 25 年 6 月 18 日開催予定の第 28 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即して事業内容の明確化を図るため、定款第 2 条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 平成 24 年 4 月に東京証券取引所の有価証券上場規程が改正され、平成 26 年 4 月 1 日までに、単元株式数が 100 株又は 1,000 株以外の上場会社は、単元株式数を 100 株とすることが義務付けられたことに伴い、当社は、平成 25 年 5 月 9 日開催の取締役会におきまして、平成 25 年 9 月 30 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割すると同時に、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨を決議いたしました。これにかかる所要の変更を、次のとおり行うものであります。
 - ① 単元株制度の採用に伴い、単元未満株式を有する株主の権利に係る規定の新設を行うものであります。（第 9 条）
 - ② 上記規定の新設に伴い、条数の繰り下げ及び効力発生日に係る附則の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 平成 25 年 6 月 18 日（火曜日）
- (2) 定款変更の効力発生日
 - ① 上記 1 の (1) 平成 25 年 6 月 18 日（火曜日）
 - ② 上記 1 の (2) 平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

以上

別紙

〈定款変更の内容〉

(下線部は第 28 期定時株主総会の決議に係る変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (省 略) (新 設)</p> <p>(9) その他前各号に付帯又は関連する一切の業務</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10億 5,000万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 9 条～第 35 条 (省 略)</p> <p>附則 第 1 条 第 6 条の変更及び第 8 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。 第 2 条 本附則は、前条の効力発生日をもって削るものとする。</p>	<p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(8) (現行どおり) <u>(9) 警備業法に基づく警備業</u> <u>(10)</u> (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 (現行どおり)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 10 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>附則 第 1 条 第 6 条の変更、<u>第 8 条及び第 9 条の新設</u>並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。 第 2 条 (現行どおり)</p>

(注) 定款第 6 条の変更並びに第 8 条及び附則の新設につきましては、平成 25 年 5 月 9 日の取締役会において決議しており、第 28 期定時株主総会の決議に係る第 9 条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日と同日である平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日としております。